

16 ダ 甲 第 010 号
平成 28 年 1 月 15 日

(公財) 日本ボールルームダンス連盟 常務理事
兼
(一社) 東部日本ボールルームダンス連盟 会長
石原 久 嗣 殿

(公財) 日本ボールルーム
会 長 田邊
専務理事 小久保



通 知 書

本法人は、貴殿が (一社) 東部日本ボールルームダンス連盟会長として、自らの定款及び本法人加盟団体規定に違反して、以下のような利益相反活動を実施することについて、貴殿に再三注意し、改善を求めてきました。

- ①平成 27 年 6 月実施の日本インターナショナルダンス選手権のボイコット活動
- ②実行委員長として平成 27 年 9 月実施予定であった本法人全日本 10 ダンス選手権の不実施、及び本法人事業と競合する同日・同場所における全日本競技会の実施
- ③平成 27 年 10 月実施の全日本選手権のボイコットとこれに対抗する同日の競技会の実施
- ④管轄の都県連盟における本法人会員への会費不払い運動

しかしながら、貴殿はこれらを強行したため本法人が多大な損失を被りました。さらに本年 3 月 5 日及び 6 日に本法人事業計画にて予定されているスーパージャパンカップに協力せず、敢えてこれと競合するセグエ選手権を 3 月 26 日及び 27 日に別途開催するとして本法人会員に後者への出場を促しているばかりでなく、管轄の長野県連盟にて 3 月 6 日同日に公認競技会を実施する旨発表しており、これらは本法人主要事業に対する著しい妨害行為であり、本法人常務理事としてもあるまじき行為と言わざるを得ません。

これらにより、本法人は既に風評被害を受けている上に、対応措置など多大な損失が発生しつつあります。ついては、加盟団体規定に基づき、開催を発表した上記セグエ選手権及び上記長野県での競技会を実施しないよう貴殿に指導しますので、真摯な対応をお願いいたします。

以 上